平成２８年（フ）第１０２１号
埼玉県加須市南町16番７号　徳治荘10号、旧住所埼玉県加須市川口２丁目22番地18
破産者　渡邊　　宏
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７９号
埼玉県川口市大字芝4372番地の１　第１フラワーハイツ101号
破産者　海老根邦城
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
大阪府和泉市唐国町２－５－26ハイツ大杉301号室、開始決定時大阪府和泉市室堂町608番地の４リビオ光明池ロジュマン909号室
破産者　滝川　裕子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３２４号
大阪府泉大津市虫取町１－４－17サンボール角谷110号室、開始決定時の住所大阪府泉大津市池浦町２丁目14番17号
破産者　岡本　　敬
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５８号
大阪府岸和田市岸城町５番４号
破産者　木村　郁夫
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
大阪府岸和田市池尻町722番地の17
破産者　黒田　武幸
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目15番５号
破産者　髙橋　幸夫
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
徳島県徳島市万代町４丁目39番地の２　小野ビル402号、旧住所徳島県徳島市川内町北原170番地　ＳＴＡＲＴ　Ｉ－３Ｂ
破産者　近藤　徳行
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６８号
岡山県岡山市中区高屋116―15　アーバンライフ高屋Ｉ　403号室、住民票上の住所徳島県勝浦郡上勝町大字旭字八重地15番地15
破産者　関　　亮映
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６９号
徳島県小松島市金磯町５番７号　ニューホワイトハイツ３号棟202号室、旧住所徳島県徳島市北田宮３丁目４番43―３号
破産者　関　　公美
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２７号
札幌市白石区栄通18丁目３番８号　ハイツサンシャインＢ―12号
破産者　山本　健二
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１６号
札幌市東区北38条東３丁目１番18―201号
破産者　沖田　　舞
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６２号
札幌市西区発寒４条５丁目１番23号　ハイムユウ・南103号
破産者　宮崎　　忍
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７９号
群馬県伊勢崎市境米岡304番地１　日の出ハイツ501
破産者　荒井　光男
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
群馬県利根郡みなかみ町小日向664番地
破産者　鈴木　満博
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
群馬県利根郡みなかみ町小日向664番地
破産者　鈴木　敏男
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
群馬県利根郡みなかみ町小日向664番地
破産者　鈴木　澄江
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目29番地56
破産者　若松　佑亮
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１０号
川崎市川崎区宮前町10番５号、住民票上の住所川崎市川崎区殿町１丁目10番10号
破産者　熊谷ちどり
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係